

第1回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善

福島県協議会

日 時：平成27年7月27日（月曜日）

13：30～

場 所：福島県トラック協会2階会議室

◎開 会

【事務局 関根】

お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、ただいまから第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を開催させていただきます。

各委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、お暑い中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を勤めさせていただきます東北運輸局福島運輸支局輸送・監査部門の関根でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

福島大学名誉教授、今野順夫様でございます。

福島県商工会議所連合会常任幹事、石井浩様でございます。

全日本運輸産業労働組合福島県連合会執行委員長、田母神正広様欠席のため、代理の書記長、戸倉秀二様でございます。

全国農業協同組合連合会福島県本部副本部長、続橋英一様でございます。

アサヒビール株式会社福島工場総務部長、青木文造様欠席のため、代理の総務部担当課長山川光二様でございます。

日東紡績株式会社福島工場副工場長兼総務部長、渡辺経佳様でございます。

株式会社ヨークベニマル物流事業部長、平栗嗣久様でございます。

マクサム通運株式会社代表取締役社長、右近八郎様でございます。

日本通運株式会社郡山支店支店長、西條久義様でございます。

昭和運輸株式会社代表取締役社長、鎌田武雄様でございます。

磐城通運株式会社常務取締役、加治雄司様でございます。

公益社団法人福島県トラック協会、渡邊泰夫会長でございます。

福島労働局、引地睦夫局長でございます。

東北運輸局、永松健次局長でございます。

東北運輸局福島運輸支局、清野和也支局長でございます。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

福島労働局監督課高橋課長でございます。

同じく、伊藤監督官でございます。

東北運輸局自動車交通部中屋敷部長でございます。

福島運輸支局輸送・監査部門、木内でございます。

公益社団法人福島県トラック協会、荒川専務理事でございます。

同じく、丹治特別参与でございます。

同じく、小野適正化事業部長でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、福島県協議会の開催に当たりまして、福島労働局、東北運輸局、公益社団法人福島県トラック協会よりご挨拶を申し上げます。

初めに、福島労働局引地局長、よろしく願いいたします。

【引地福島労働局長】

福島労働局の引地でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところに委員をお引き受けいただき、また、本日も大変暑い中ご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

仙台から永松東北運輸局長さんがお見えでございますが、ご指名によりまして先にご挨拶をさせていただきます。

この協議会は、全国の都道府県で行われるものでございます。開催のきっかけというのは、労働基準法改正法案、今国会に提出されておりますけれども、その中で割増賃金率の猶予措置が、今現在、月60時間以上の時間外労働につきましては5割増の割増賃金になってございますけれども、中小企業に対しましては猶予措置がございます。この猶予措置を、労働時間の短縮あるいは過重労働の防止といったような観点から、平成31年4月に猶予措置を廃止するというような法案の内容となっております。

今、過労死につきましては、過労死防止法というのができまして、先般は大綱というのが閣議決定されましたけれども、こういった長時間労働を解消するといったような目的とした改正ではございますけれども、割増賃金率の引き上げというのは、中小企業の皆様にとって、特に長時間労働者の割合が多いトラック業界にとりましては、大変影響が小さくないということが懸念されるわけでございます。

我々労働基準監督署におきましても、トラック事業者さんを訪問しまして、労働時間、賃金などの点検をさせていただいておりますけれども、その中でいろいろなご指摘を申し上げ、

改善をお願いしているわけですが、もとより事業者の皆様方の努力、これは言うまでもなく必要なんです、事業者様だけでの努力では必ずしも改善が難しいという点があるのも事実だというふうに思います。

後ほど事務局から説明がございすけれども、トラック業界を取り巻く環境は大変厳しいものがございす。過労死の労災認定の件数というのは、トラック運転手の方が一番高い、あるいは、ときとして過重労働、過重な労働時間を原因としての過労運転からの重篤な交通事故といったようなことも報道されたりするわけがございす。

こういった中で、今回荷主団体でございす J A 全農福島さん、あるいは県内の主要な荷主の企業の皆様にご参集いただきまして、さまざまな視点から福島の物流システムの維持、発展していただくべく、さまざまなご提言、ご議論を賜りたいということで、この協議会を開催することにしたわけがございす。

福島県におきましては、今、大変人手不足の状況になってございす。就業地別の求人倍率というのは日本一高い、全国一という中で、トラックの事業者の皆さんもその職種につきましてどうやって人材を確保していくか、これは大きな課題になってございす。物流はまさに社会のライフラインでございまして、物が届かなければ県民の生活は成り立たないわけがございす。福島の復興もこれからどんどん進めていかなければいけません。委員の皆様には、ぜひ活発なご議論をいただきまして、そこで出された改善のご提案がトラック事業者あるいは荷主の皆様にとっても大きな利益になり、ひいては県民の利益になっていくという形での議論を進めていただければと願っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【関根】

ありがとうございました。

続きまして、東北運輸局永松局長、よろしくお願ひいたします。

【永松東北運輸局長】

それでは、協議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、協議会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

協議会の目的につきましては、今も労働局長さんからお話があったとおりでございすけれども、取引環境の改善と長時間労働の抑制と、2つの課題に対しまして具体的かつ抜本的な対

策を講じるということを目的に設置しているものでございます。労働局、運輸局、それぞれにかかわってまいりますので、共同で事務局を務めるということで、連携を図って一緒にやっついこうということになっております。5月には中央協議会が開催をされておきまして、7月から8月にかけては全国全ての都道府県で協議会を立ち上げるということでございます。東北におきましては、本日、福島、山形で協議会を開催するのですが、福島県が第1号の協議会の設置ということになります。

先ほど、ご説明、労働局長さんからありましたとおり、労働基準法の一部改正を契機といたしまして、この協議会を設置するわけでございますけれども、先ほど申し上げた課題につきましては、最近になって出てきた課題というわけではなくて、トラック業界における兼ねてから議論されてきました長年の懸案事項でございます。具体的な対策を講じるために、後ほど資料のほうでも今後4年間のロードマップも示しておりますけれども、近年の労働力不足も含めまして、喫緊に解決すべき課題と考えてございます。

そういう観点からいきますと、両者の連携はもとよりでございますけれども、関係するトラック業者、荷主業の方々、経済団体等々、主要なメンバーにそろってご参加をいただいて、本日、このような協議会が設置されることになりましたこと、課題の解決に向けての1つの大きな節目として大変有用な場ができたことと認識をしているところでございます。

皆様、ご承知のとおりでございますけれども、トラック輸送、国内の貨物輸送でも9割を担います、国民生活の向上、社会経済の維持などに欠かせない重要な社会的基盤産業でございます。経済が好循環・維持発展していく上でも極めて重要な産業と考えてございます。

一方で、社会的基盤としての役割を支えているトラック事業者の99%が中小企業ということがまた実態でございます。荷主さんとの関係もございまして、事業者の努力だけではなかなか課題の改善が図れない状況なども見受けられるところでございます。

今後のトラック産業が健全に発展していくためには、長時間労働等の構造的な問題を解決して、魅力ある職場へと変革することが必要でございます。また、コストを適正に反映した運賃収受ができるよう、荷主の皆様方の理解を求めることの取り組みも求められているところでございます。

国土交通省、運輸局、今までも様々な取り組みを進めてまいりました。荷主との適正取引推進におきましては、燃料サーチャージ等の交渉に仕組みやすい環境整備、運送契約内容を明確にする取引書面化の普及、定着等の推進等を図ってまいりました。

また、女性、若年層のドライバーの確保と育成に向けまして、女性ドライバーの活躍を広報

するトラガール促進プロジェクトを展開しているほか、職業としての運転者への関心を喚起するため、本年度から運輸支局長等によります高等学校訪問なども行っているところでございます。

さらに、不適正事業者の排除、そして、参入防止に向けまして事業者に対する効果的な監査の実施、処分の厳格化、適正化実施機関への速報制度の効果的な運用、新規許可時の事前チェック強化などによりまして、正直者がばかを見ない適正な競争環境の整備に取り組んできているところでございます。

今申し上げましたように、そのような対策を講じてございますけれども、いまだに根本的な課題の解決には至っていないというのが現状でございます。本日の協議会、労働基準法等の改正をきっかけとした取り組みでございますけれども、トラック業界における長年の課題解決に向けまして、今後4年間をかけてしっかりと検討して、改善に向けた環境整備を図っていくことが重要だと考えてございます。私ども、ご臨席の皆様方には、実効性があり、そして中身のある対策を講じていくために、積極的なご議論をぜひともよろしくお願い申し上げます。

いろいろと申し上げましたが、ぜひ皆様のご協力をいただいて、本協議会での議論を通じ、意義のある、効果がある対策が出てくるようにしてまいりたいと思いますので、何とぞご協力のほうをよろしくお願いいたします。

【事務局 関根】

ありがとうございました。

続きまして、公益社団法人福島県トラック協会渡邊会長、よろしくお願いいたします。

【渡邊公益社団法人福島県トラック協会会長】

お暑い中、委員の方には、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。また、永松運輸局長、引地労働局長、日ごろよりご指導いただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

今、両局長から縷々お話がありましたけれども、私ども、この運輸業界を取り巻く情勢は、今言うまでもなく人手不足、あるいは燃料の高止まり、あるいは高速道路料金の見直しによつての負担ということで、非常に厳しい経営状況でございます。

そんな中、運輸局さんとは、パートナーシップ会議というのを従来やってまいりました。毎年、郡山で荷主さんをお招きして、私ども業界と色々な講演会、講習会を開いて、私どもの

業界の内情等々をご理解いただいていたところでございますけれども、どうしても、先ほどお話があったように、私ども99%中小企業という流れの中で、荷主の皆さんと個別に交渉をさせていただきますと、なかなかご理解を得られないというような流れがございました。

今回、労働行政の中で改善基準告示というのがありまして、従来、考えられないですけれども、やはり国民の安全と安心のために、あんたたちの業界、働き過ぎだよと。もう少し働かないようにしなさいという語弊がありますけれども、長時間労働はいけませんよと。我々行政指導に入って、それに違反していたらそれなりの罰則を強化しますよというような指導もございました。なおかつ、その一例として、北海道の業者さんに監査が入りまして、事業停止1カ月という厳しい内容の処分がございまして、それ以来、我々業界もこれは大変だと。九州、あるいは四国、全農さんの続橋副本部長もご存じだと思いますけれども、これではとてもとても関東、阪神の大型消費地に物を運べないというような状況も出てまいりました。

そんな中、今回厚生労働省さんのご理解を得まして、国土交通省と厚生労働省が一緒になって、トラック業界のちゃんとしたというか、国民の安全・安心のための物流に資するような流れを何とか協議会というのを立ち上げてご理解いただくようにしようということで、我々業界としては、この協議会が最後の砦といいますか、全国にそれぞれおいでになる荷主さんにご理解いただく最後の砦という捉え方をしております。

ご存知のように、我々今運賃、料金の設定というのが、拠点から拠点、A地点からB地点までの運賃幾らですよということをしているわけですが、お役所のほうの見方では、積み込みに行って積み込むまでの時間帯もあんたたち労働時間なんですよと。おろしに行って、待たがかかって待っている時間も、手待ち時間と言って労働時間に考えられるんですよと。あるいは、フォークリフトで荷卸し、荷積み、いろいろ我々1つの仕事の中でサービスのやっているわけですが、それも別な料金なんですよと。こういう指導も受けていまして、交渉をしているんですけれども、なかなかご理解がいただけないと。

やはり、我々は、この人手不足の中で魅力ある物流業界としてやっていくには、しっかりした荷主さんのご理解を得て、しっかりした運賃料金体制をして、勤務している乗務員にもそれなりの料金をお支払いできるような業界にしていけないと、今後成り立っていかないというのが現状でございます。

最近、こういう言葉も我々の力でもあります。「物流を制するものはその業界を制する」と、こういうふうな言葉も最近出てきておりまして、我々人手不足、今、東京オリンピックで建物がどうした、こうしたなんてやっていますけれども、ますます労働力不足というのは地方にも

及んできまして、我々が今度は逆に、しっかりした運賃、料金体制ができていないお客さんからは、どうしても車が動かさないとすから、人がいなくて。なかなかそちらのほうには車を向けることができないというような現状にも直面すると、こういうようなことにもなってございます。

特に、福島県の場合、ご案内のとおり、今、中間貯蔵施設にパイロット輸送ということで、郡山あたりの小学校の校庭の土を掘り起こしてそれを双葉郡の中間貯蔵施設に運ぶ、来年度にはこの輸送も本格化するというような流れの中にございます。これも国が直轄でやるわけですから、一日も早い復興・復旧のためには、我々トラック業界も全面的に福島復興のために協力をしなければいけないという自覚を持っておりますので、そういうことも踏まえて、ぜひぜひ福島県を代表する荷主の方々にお集まりいただいているわけですので、スパンは3年、4年と長くかかるわけですがけれども、我々としては中間的なことをご了解を得ながら、我々の会員事業所に情報として流して、それぞれに皆さんの関連のある我々独自の荷主さんにも情報を提供しながら、一日も早い改善を図っていききたいということをございます。

最後になりますけれども、私ども最後の砦と思ってこの協議会には取り組んでまいりますので、皆様には何分のご理解を頂戴しますようお願い申し上げて、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

【事務局 関根】

ありがとうございました。

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をしたいと思います。

まず、1枚物で次第、委員名簿、配席図、資料1としましてトラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会規約（案）でございます。続きまして、資料2としまして、トラック業界における長時間労働の抑制に向けた取り組みについて。資料3としまして、表題ロードマップということでA4判の横になっておりますけれども、協議会運営に係る局長、課長、通達についてということをございます。最後に資料4としまして、トラック運送事業における長時間労働の実態調査ということで、下のほうにA3判の大きなのがついております。以上が資料となっております。不足等ございませんでしょうか。

◎議 題

【関根】

それでは、早速議題の1に入ります。

トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会規約（案）について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局より資料1説明〕

【事務局 関根】

ただいま説明のありました協議会規約（案）につきまして、この内容でよろしいでしょうか。

（「異議ありません」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、本協議会は、この規約に基づいて進めさせていただきたいと思います。

規約3条に基づき、協議会を進行するに当たりまして座長を選出したいと思います。どなたか推薦いただけないでしょうか。

【加治委員】

座長といたしまして、福島大学の今野先生を推薦いたしたく思います。よろしいでしょうか。

【事務局 関根】

ただいま磐城通運株式会社加治常務様より推薦がありました。福島大学今野名誉教授に座長をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、座長を福島大学の今野先生をお願いしたいと思います。今野先生、よろしく願いいたします。

では、今野先生から一言ご挨拶をお願いいたします。

【今野座長】

福島大学の今野と申します。

このトラック輸送問題について余り勉強しているわけではございませんけれども、トラック輸送は、市民生活全体にかなり大きな役割を果たしておりまして、従来は産業間の問題だったと思いますけれども、現在では市民生活にとって欠かせないような大きな役割を果たしている

ということで、先ほどもお話を伺ったような次第です。

私は、専攻が労働法、あるいは社会保障法という分野でしたので、厚生労働省関係のいろいろ仕事をさせてはいただいた経験はあるのですが、今回初めて運輸関係の仕事をするというので、勉強をしながらやらないとだめかなというふうに思っていました。ただ、従来はそれぞれの省庁が縦割りにそれぞれの議論をしていたところがございますけれども、最近、円卓会議など、多くの省庁が集まったのがあります。なかなか難しいなと思いつつも、やはりその垣根をとりながら、労働、そして運輸と、ともに目的は同じだと思いますので、具体的にここでもっと協議を進めていけたらいいなと思っております。

そして、中央のレベルだけではなくて、やはり各県にこういう協議会をつくられるということは、トラック運送の問題についても地域における役割、特徴がそれぞれあるのだろうと思っております。そういう意味で、それぞれの省庁の立場をいかに融和させていくかという問題と同時に、やはり中央ではない地方の独自の役割とは一体何なのかということを考えながら、座長を務めさせていただきたいと思っております。皆様のご協力で何とか進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間も遅れておりますので、少し急いでまいりたいと思っておりますが、議題の2でございます労働基準法等の一部を改正する法律案につきまして、事務局からまず説明をお願いいたします。

〔事務局より資料2説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。ただいま事務局からいろいろ説明が詳しくありましたけれども、この機会に皆さんのほうからご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。統計の追加も含めてお願いしたいと思っておりますが、何かございますか。よろしいですか。

それでは、特にないようですので、また折に触れて参考にさせていただきたいと思っております。

それでは、議題の3のほうにまいりたいと思っております。

3は協議会の運営等につきまして、これも事務局からご説明をお願いいたします。

〔事務局より資料3説明〕

【今野座長】

ただいま事務局から説明がございましたけれども、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【渡辺委員】

スケジュールの中で地方協議会と中央協議会と出てくるのですけれども、この目的と立ち位置と連携みたいなどころとは、どんな形になっているのでしょうか。

【今野座長】

事務局でお答え願います。

【事務局】

まず、中央協議会におきましては、長時間労働の抑制の対策に向けた大枠といいますか、そちらのほうを議論していただきます。各都道府県で行う地方協議会につきましては、やはり地方によって、それぞれ特性というのがございます。それを地方の協議会のほうで考えてやっていくということになっております。

【渡辺委員】

中央の協議会の協議の内容等とか議事録等というのは、こちらに反映されるのですか。

【事務局】

はい。中央協議会で出されました意見とか資料につきましては、地方協議会のほうでも反映させていただきたいというふうに考えております。（「どうもありがとうございました」の声あり）

【今野座長】

その他はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、特に中央との関係が今出されておりましたけれども、今後また詰めていきたいと思えます。資料3の説明が終わりました。

それでは、議題4でございますが、トラック運送事業における長時間労働の実態調査につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局より資料4説明〕

【今野座長】

どうもありがとうございました。実態調査について今説明がございました。9月末までということですが、実際の調査は9月の特定の日となりますので、合わせる必要はないんですね。

【事務局】

これは、全国一律で9月の14日から9月20日までの7日間ということになっております。それで、回収が9月30日までと。

【今野座長】

そうですか。何かこの点につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【平栗委員】

既にこの30社の120名という調査の対象の県の中でのそういうところには、もうご案内をしているんですか、これは。それともこれから、逆にここに来ているところが何かをするんですか。既にもう決まってらっしゃる企業があつて……。

【今野座長】

いかがですか。これからですか。

【事務局】

これは、福島運輸支局さんのほうで選定をするということになってございます。

【今野座長】

まだ具体的には、それはまだということですか。

【事務局】

これからということですか。

【今野座長】

はい。その他ございますでしょうか。どうぞ。

【田母神委員（代理 戸倉書記長）】

支局さん、どんなふうな基準で選定するんですか。

【事務局】

私どものほうで自動車輸送事業者の台帳というものがございます。そこからランダムに抽出します。ですから、やはりなるべく偏りがないようにというふうに考えておりますけれども、30社ございますので、なるべく県内のいろんな運送の特性はとれるのではないかなと思っております。あくまでランダムです。

【今野座長】

その他ございませんでしょうか。どうぞ。

【田母神委員（代理 戸倉書記長）】

地域的な割合とかというのは。

【事務局】

特に考慮をしません。運送事業者の台帳からランダムに抽出します。

【今野座長】

その他ございませんか。

やはり120ということですが、回収率を考えて100は絶対にしたいというふうなご報告でしたけれども、全国的にはそれぞれ100以上はということですので、やはり調査をやって回

収が悪いと余り意味のない結果になる可能性がありますので、やはりご協力、個別の企業のことというよりは、トラック運送業者全体の言わば改善のためにご協力いただくということで、やっていかなければと思っておりますけれども。どうぞ。

【渡邊委員】

今、支局さんのほうから地域も何もない、ランダムだと。でも、最初のお話の中で、地域の特性を若干考慮するために全国各地にも設置するのだ、地域の特性というものを考えるんだということを考えると、県内、我々トラック協会会員1,127事業所あるわけですけれども、ランダムというよりは、やはり福島県内も広うございますから、浜・中・会津と大きく分けても3通りありますから、これをランダムで中通りに偏った、浜通りに偏ったというよりは、地域性を若干考慮していただいたほうがよろしいのではないかというふうに思うところであります。

【今野座長】

その点で何か、先ほどのお答えで済んでいるかもしれませんが、もしあれば。

【事務局】

わかりました。まだ、正式にこの事業者というふうに決定をしておりませんので、本日いただきましたご意見を踏まえまして、事業者のほうを決定させていただきたいと思えます。

【今野座長】

一般的には、そういう感じもするんですけれども、ただ、福島県をどう分けるのか。7方部に分けたら、本当に細かくなり過ぎて大変だと思うんですけれども、中央から見ると、地方という形の地域の特性という言葉を使っているのだと思いますけれども、その辺、結果的にどういうふうになるかちょっと私もわからないのですけれども、今のご意見を考慮していただきたいということですかね。

よろしいでしょうか。その他ございませんか。

それでは、この実態調査にかかわってはそのようにさせていただきたいと思えます。

最後ですが、議題5ということで、その他ということになっていますが、これは今までのところで事務局から協議会設立の趣旨とか今後のスケジュール、こういうことが示されてまいりまして、各委員の皆様がお集まりですので、せっかくの機会ですので、こういう協議会を開く

とって、何かそれぞれの思い、あるいはトラック運送事業を取り巻く課題とか、どんなことでも結構ですので、もしご意見がございましたら、ご感想でもお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【渡邊委員】

トラック協会の渡邊でございます。

先ほどのご挨拶でも申し上げたんですが、1件、この調査票にも出てきますけれども、高速道路の件をちょっとお話ししましたけれども、元来高速道路の利用というものは、私どもは荷主企業さんからの要請で何時何分にどこどこにつけてくださいねという指示のもとで高速道路を利用していたというのが従来、荷主の方も皆さんそのように理解していると思うんですが、現実には、先ほど厚生労働省のほうからもお話があったように、従業員の長時間労働を避けるために自社の負担で高速道路を使用しているというのが実態でございます。その辺もこの調査票の中に、荷主のほうから高速代ももらっていますか、もらっていませんかという調査の中身も入っていますけれども、高速道路の利用そのものが従来の考え方と違って、今は長時間労働を避けるために使用しているんだということをぜひぜひご認識いただければ幸いです。

【今野座長】

どうもありがとうございました。

その他、ございませんでしょうか。まだご発言なさっていない方、もしございましたら、この機会にお願いしたいと思います。どうぞ。

【石井委員】

福島県商工会議所連合会の石井です。うちの方は、荷主の立場と運送事業者の立場があるんですけれども、うちの方の運輸部会が関係するところで、高速料金の話のところと、やはり時間短縮のために荷主さんの協力が必要だということで、積むとき、卸すとき、そのときの時間短縮については、荷主さんのほうから図ってくださいねという話があったので、その辺の調査をしっかりとさせていただきたいと思います。

あと、運んでいって、構内の作業で時間がかかるとか遅くなって、隅でボンとすぐ横づけできればいいんですけれどもそうでないところがあるので、その辺の協力もしてもらえると非常に助かるのではないかという話があったので、どういう実証実験をしてガイドラインをつくるの

かわかりませんが、その辺のところもこの中で議論をしていければと思います。よろしくをお願いします。

【今野座長】

どうもありがとうございました。

それでは、その他ございませんでしょうか。いかがでしょうか。農協さんのほうは何かございますか。

【続橋委員】

全農福島の続橋でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。

商品の特性上、どうしても非常に集中してしまったりとか、あるいは到着時間も指定があったりとか、そういうふうな状況なんですけど、協力して作業環境の改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【今野座長】

アサヒビールさん、ございますか。日東紡さん、よろしいですか。何かあれば。ヨークベニマルさんのほうで何かございますか。

【平栗委員】

我々も、内部でできることとして、店舗への納品も含めドライバーさんの長時間労働というのがセンター毎に問題になっています。ドライバーさんの店舗での滞留時間の削減として、納品の際の台車、コンテナの整理整頓をすることで回収時間削減に取り組んでいます。店舗側としても後工程に対してどう前工程である店舗側の基準を整理し、回収をスピーディに進めるように取り組んでいます。ただし全店200店舗での統一基準となると、今後どれだけ徹底できるか課題です。店舗で30分の時間削減ができてセンターに戻ってからそこで滞留しないようにセンター側、店舗側が一緒になって時間削減に取り組んで行けるよう進めています。

【今野座長】

マクサム通運さん、いかがですか。

【右近委員】

この実態調査票、もう作られた案になっていますが、先ほど渡邊会長が言ったような、ちょっと本音に近いような事情があぶり出されるような調査票というのがあると思うんですね。割と機械的過ぎるような感じがするんですが、その辺は1回やりかけてからもう1回というようなステップは踏むんでしょうか。例えば、さっき言った長時間を避けるために高速を使っているんだというところは、どういうふうに書けばいいでしょうね、この調査票で。料金はもらっていないけれども、特記事項のところに自主判断でやっていますというようなことを書くと。

【事務局】

今の実態調査のお話、高速道路の料金の収受の部分の話ですけれども、これは、この事業者用、このA4判の調査票の問7のところに、高速道路料金の収受の有無というものがありますので、そこでご回答いただくという部分。あとは、ドライバーさんの部分で言うと、ここが収受の部分も多分出ていると思うんですよ。この真ん中の票の※印の2番のところ、高速道路を利用した場合、料金収受の有無というものもありますので、両方でこの辺はカバーできるのかなというふうに見ております。

【右近委員】

それは、客観的な事実と、いや、実はこう考えてやったんだみたいな実情というのはまた違うと思うんですね。まあ、特記事項に書くと。要するに、自由意見に書くということですね。

【今野座長】

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、日本通運さん、いかがでしょうか。（「いや、今の時点では」の声あり）

昭和運輸さん、いかがですか。（「ありません」の声あり）

磐城通運さん、いかがですか。（「ありません」の声あり）

【今野座長】

やはり調査をやるので、きちんとやった結果が出るもの、かなり地についた改善のほうに結びよようにきちんとやったほうがいいと思うのです。いろいろな思いは確かにありますが、全てのことを入れる調査というのはあり得ないと思うので、先ほどのフリーの自由欄も含め、大切だと思ったところを反映させてもらいながら、必要であれば追跡調査というもの、あるいは

あるのかもしれませんがね。せつかくの調査ですから。

トラック輸送というのは、必要性があり、また非常に複雑だと思います。大体、労働法は19世紀末の工場労働者を頭に置いているんですね。一斉に働いて一斉に帰る、あとは休憩時間をとっているかという感心が強い。しかし労働法規制がいろんなところに拡大したり、最近では裁量の話に拡大しているので、確かに難しい問題があると思いますけれども、ぜひトラック輸送というと、1人の市民として言うと、市民生活を支える大変な重要な仕事をしているということで、また交通事故にも絡んだり、いろいろなことがありますので、ぜひ調査をして、少しでも改善をしていくという、それをお互い協力してやっていくということで、お願いしたいと思います。

もちろん中央と地方と、私も最低賃金審議会参加の経験から見ると、いつも出ているのですが、東京の方はいいけれども福島はということで、下請けの問題だとか中小と大企業との格差の問題とか、それが解決されないとなかなか同じことをやれと言われても非常に困るというようなことをいろいろ経営者の方からも言われてまいりましたので、やはりトラック輸送の場合もきっと同じような問題があるのかなと思いますが、率直に出し合いながらやはり解決をしていくということで、ぜひご協力をお願いしたいというふうに思います。

特にございませんか、この機会に。今後、何回か回を重ねますので、ぜひいろいろお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、皆さんから貴重なご意見等をいただきまして、本当にありがとうございます。第2回の協議会からは、調査結果は終わっているという段階でしょうから、長時間労働の改善に向けて具体的な今後検討に入っていきたいと思いますので、引き続き活発なご意見をお願いしたいと思います。

それでは、本日の全ての議題は終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。本当にご協力ありがとうございました。（拍手）

【事務局 関根】

今野先生、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたるご議論、貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

第2回の協議会につきましては、11月を予定しております。開催日の日程調整につきましては、会が近くなりましたら事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善福島県協議会を終了いたします。皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。